

平成 30 年 8 月 15 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス 代表者名 代表取締役社長兼 CEO 此下 竜矢 (コード 2388 東証JASDAQ市場) 問合せ先 開示担当 小竹 康博 (TEL 03 - 6225 - 2207)

(訂正)「第三者割当による第 10 回新株予約権及び第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」の一部訂正について

平成30年7月31日に公表いたしました「第三者割当の方法による第10回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」について、平成30年8月15日開催の取締役会において、申込期日等を変更いたしましたので、一部訂正を要する箇所の訂正を含め、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1 募集の概要

(訂正前)

第10回新株予約権発行の概要

1)	発行期日	平成 30 年 <u>8</u> 月 <u>17</u> 日 (金)
----	------	------------------------------------

(訂正後)

第10回新株予約権発行の概要

ſ	(1)	発行期日	平成30年9月3日(月)
L	_		

(訂正前)

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

1	発行期日	平成 30 年 <u>8</u> 月 <u>17</u> 日(<u>金</u>)
9	利率及び償還期	利率:2.5%
	日	償還期日:平成 32 年 <u>8</u> 月 <u>16</u> 日

(訂正後)

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

1	発行期日	平成 30 年 <u>9</u> 月 <u>3</u> 日(<u>月</u>)
9	利率及び償還期	利率: 2.5%
	目	償還期日:平成32年9月2日

3 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(2) 調達する資金の具体的な使途

(訂正前)

各事業への投資額及び主な使途は以下の通りとなります。

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
① Digital Finance 事業への出資	580,000,000 円	平成 30 年 <u>8</u> 月*
		\sim
		平成 32 年 <u>8</u> 月
② コンテンツ事業 (ASEAN 事業展開) (増加運転資金)	140,000,000 円	平成 30 年 <u>8</u> 月 ~ 平成 32 年 <u>8</u> 月

^{*}Digital Finance 事業への出資は、Group Lease PCL の株式取得となります。

(訂正後)

各事業への投資額及び主な使途は以下の通りとなります。

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
③ Digital Finance 事業への出資	580,000,000 円	平成 30 年 <u>9</u> 月*
		\sim
		平成 32 年 <u>9</u> 月
④ コンテンツ事業 (ASEAN 事業展開) (増加運転資金)	140,000,000 円	平成 30 年 <u>9</u> 月 ~ 平成 32 年 <u>9</u> 月

^{*}Digital Finance 事業への出資は、Group Lease PCL の株式取得となります。

12 発行概要

(訂正前)

(新株予約権発行要項)

申込期日	平成 30 年 8 月 16 日
割当日	平成 30 年 8 月 17 日
払込期日	平成 30 年 8 月 17 日
新株予約権の行使期間	平成30年8月17日から平成33年8月16日までとする。(但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)

(訂正後)

(新株予約権発行要項)

申込期日	平成 30 年 8 月 31 日
割当日	平成 30 年 <u>9</u> 月 <u>3</u> 日
払込期日	平成 30 年 <u>9</u> 月 <u>3</u> 日
新株予約権の行使期間	平成30年9月3日から平成32年9月2日までとする。(但し、本表別欄
	「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新
	株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約
	権については、取得日の前日までとする。)

(訂正前)

(転換社債型新株予約権付社債発行要項)

償還期限	平成32年 <u>8</u> 月 <u>16</u> 日	
	1. 償還金額	
	各本社債の額面100円につき金100円	
	2. 償還の方法及び期限	
	(1) 本社債の元本は、平成32年 <u>8</u> 月 <u>16</u> 日にその総額を償還する。	
	(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業	
	日にこれを繰り上げる。	
	(3) 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式	
	の上場廃止が決定された場合、または当社が消滅会社となる	
	合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しく	
	は新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の	
	義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約	
	権を交付する場合に限る。)、当社が他の会社の完全子会社	
	となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」と	
	いう。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合	
	は取締役会)で承認決議した場合、当社は、当該上場廃止日	
	又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部	
Interior I and	(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなけ	
償還の方法	ればならない。	
	(4) 当社は、本社債の発行日の翌日以降、本新株予約権付社債の	
	社債権者(以下「本社債権者」又は「本新株予約権付社債権	
	者」という。)に対して予め14暦日前までに書面により通知	
	したうえ、残存する本社債の全部又は一部を額面100円につ	
	き金100円で、繰上償還することができる。	
	(5) 当社は、平成30年7月31日付の当社取締役会決議に基づき発	
	行した第10回新株予約権のいずれかをその発行要項に基づ	
	き取得する場合、その取得日前に、残存する本社債の全部(一	
	部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければ ならない。	
	(6) 償還期限が銀行の休業日にあたる場合は、その前銀行営業日	
	(0) 恒速効成が致行の体系はにめたる場合は、その削減行音系はにこれを繰り上げる。	
	(7) 当社は、本社債権者と合意の上、本新株予約権付社債の発行	
	後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。	
	買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本	
	社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできな	
申込期日	平成30年8月16日	
払込期日	平成30年8月17日(金)	
÷ 10//11	1 1 1/2 1 1 _2 * 1 1 1 <u> </u>	

(訂正後)

(転換社債型新株予約権付社債発行要項)

償還期限	平成32年 <u>9</u> 月 <u>2</u> 日	
	1. 償還金額	
	各本社債の額面100円につき金100円	
	2. 償還の方法及び期限	
	(1) 本社債の元本は、平成32年9月2日にその総額を償還する。	
	(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業	
	日にこれを繰り上げる。	
	(3) 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式	
	の上場廃止が決定された場合、または当社が消滅会社となる	
	合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しく	
	は新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の	
	義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約	
	権を交付する場合に限る。)、当社が他の会社の完全子会社	
	となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」と	
	いう。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合	
	は取締役会)で承認決議した場合、当社は、当該上場廃止日	
	又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部	
	(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなけ	
償還の方法	ればならない。	
	(4) 当社は、本社債の発行日の翌日以降、本新株予約権付社債の	
	社債権者(以下「本社債権者」又は「本新株予約権付社債権	
	者」という。) に対して予め14暦日前までに書面により通知	
	したうえ、残存する本社債の全部又は一部を額面100円につ	
	き金100円で、繰上償還することができる。	
	(5) 当社は、平成30年7月31日付並びに平成30年8月15日付の当	
	社取締役会決議に基づき発行した第10回新株予約権のいず	
	れかをその発行要項に基づき取得する場合、その取得日前	
	に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につ	
	き金100円で繰上償還しなければならない。	
	(6) 償還期限が銀行の休業日にあたる場合は、その前銀行営業日	
	にこれを繰り上げる。	
	(7) 当社は、本社債権者と合意の上、本新株予約権付社債の発行	
	後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。	
	買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本	
	社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできな	
	V ₀	
申込期日	平成30年 <u>8</u> 月 <u>31</u> 日	
払込期日	平成30年 <u>9</u> 月 <u>3</u> 日(<u>月</u>)	

(訂正前)

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の行使期	本新株予約権付社債の社債権者は、平成30年8月17日から平成32年8月
間	16 日(本新株予約権付社債の払込み後)までの間、いつでも本新株予約権
	を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。

(訂正後)

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の行使期	本新株予約権付社債の社債権者は、平成30年9月3日から平成32年9月2
間	日(本新株予約権付社債の払込み後)までの間、いつでも本新株予約権を
	行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。

以 上